

「盛岡市地域福祉計画中間年度見直し」及び  
「盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドライン」について

平成 22 年 3 月 8 日  
保 健 福 祉 部

I 「盛岡市地域福祉計画中間年度見直し」について

1 中間年度見直しの背景

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成 12 年法律第 111 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づき、平成 17 年 4 月に、障がい者、高齢者、児童などといった対象ごとの個別計画に基づく施策を推進するまでの共通する理念として「盛岡市地域福祉計画」を策定し、福祉コミュニティを実現するための施策を推進してきた。

今年度、計画期間の中間年度を向かえること及び厚生労働社会・援護局長から、災害時要援護者避難支援に関する事項を地域福祉計画に盛り込むように通知があったことから、中間年度見直しを行うものである。

2 計画期間

「盛岡市地域福祉計画」の計画期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間である。

3 地域福祉計画における新たな課題

当該地域福祉計画を策定後、社会情勢等の変化から、新たな課題への取組みが生じてきている。

(1) 災害時要援護者の避難支援対策の充実

平成 19 年 7 月に発生した新潟県中越地震においては「災害時要援護者の避難対策について」（平成 18 年 3 月通知）により示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」にある要援護者に関する情報の共有が不十分だったことから、安否確認や避難支援等が迅速かつ適切に行うことができなかった等の指摘があり「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成 19 年 8 月通知）により、災害時要援護者の避難支援対策のさらなる対応が生じている。

(2) これからの地域福祉のあり方への取組みについて

「地域社会で支援を求めている人に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」について検討するため、国（厚生労働省）で平成 19 年 10 月に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」を設置し、平成 20 年 3 月に、地域福祉の考え方の広がりや深まりを期待する報告が取りまとめられたことから、当該地域福祉計画へ記載することとした。

## 4 地域福祉計画中間年度見直しの基本的な考え方（変更なし。）

基本的には現行の計画を踏襲し、前項の2つの新たな課題に取組みながら計画を推進する。

### (1) 基本理念

ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり

### (2) 基本目標

- 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち
- 福祉サービスが利用しやすいまち
- みんなが地域活動に参加するまち

### (3) 計画の構成

#### 第1部 総論

##### 第1章 計画の見直しについて

##### 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

#### 第2部 各論

##### 第1章 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち

##### 第2章 福祉サービスが利用しやすいまち

##### 第3章 みんなが地域活動に参加するまち

## 5 中間年度見直し以降の主な取組みについて

### (1) 盛岡市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連動した取組み

地域福祉を積極的に推進するモデル地区を増やし、その事例を他地区へ情報提供していく。

#### 《平成22年2月末現在のモデル地区》

地区名	取組内容
米内地区	ボランティア活動の推進（平成21年4月開始）
太田地区	地域における地域福祉活動計画の策定（平成21年7月開始）
見前地区	認知症を主とした地域における支え合い（平成21年8月開始）

### (2) 地域住民による高齢者サロン等の設置・運営の支援

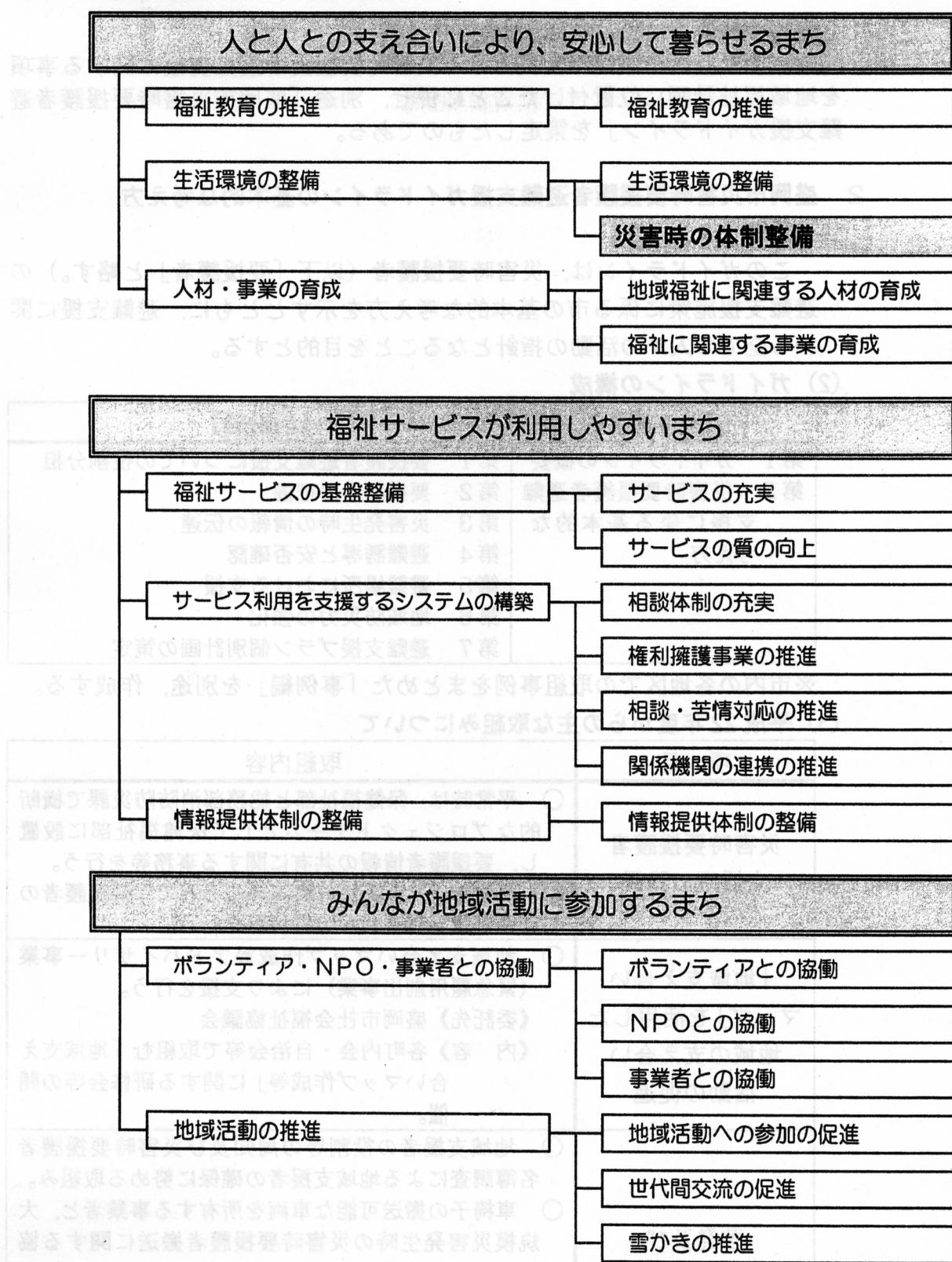
ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、次の事業を行う。

事業名	委託先	事業内容
高齢者サロン コーディネート 事業	盛岡市 社会福祉 協議会	一人暮らし高齢者等と地域住民の 交流や情報交換等が行われる高齢者 サロンの設置・運営を支援する。
老人クラブ活動推進 アドバイザリー事業	盛岡市 老人クラブ 連合会	老人クラブの減少及び単位老人ク ラブ活動運営のための支援業務

### (3) 地域福祉計画の進行管理

中間年度見直しで実施した評価による今後5年間の進行管理を行ないながら、平成26年度に策定する「次期地域福祉計画」について検討する。

参考：施策の体系図（変更なし。）



## II 「盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドライン」について

### 1 策定の背景

地域福祉計画の中間年度見直しで災害時要援護者避難支援に関する事項を地域福祉計画に位置付けたことに併せ、別途「盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定したものである。

### 2 盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドラインの基本的な考え方

#### (1) 目的

このガイドラインは、災害時要援護者（以下「要援護者」と略す。）の避難支援施策に係る市の基本的な考え方を示すとともに、避難支援に関わる全ての人々の活動の指針となることを目的とする。

#### (2) ガイドラインの構成

【基本編】	【活動編】
第1 ガイドラインの概要	第1 要援護者避難支援についての役割分担
第2 災害時要援護者避難支援に係る基本的な考え方	第2 要援護者の把握
	第3 災害発生時の情報の伝達
	第4 避難誘導と安否確認
	第5 避難場所における支援
	第6 地域防災力の強化
	第7 避難支援プラン個別計画の策定

※市内の各地区での取組事例をまとめた「事例編」を別途、作成する。

#### (3) 平成22年度からの主な取組みについて

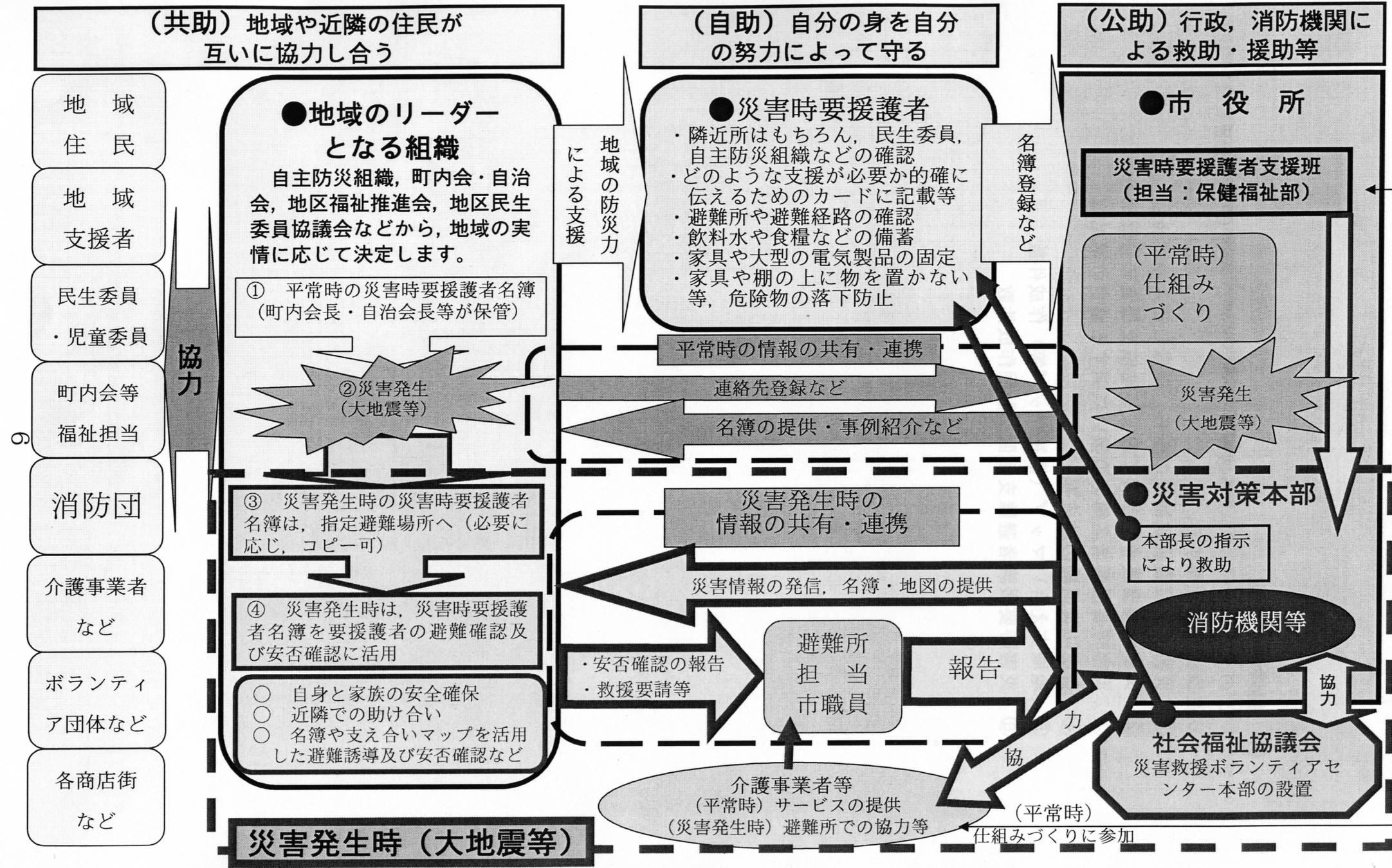
項目	取組内容
災害時要援護者支援班の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平常時は、保健福祉部と総務部消防防災課で横断的なプロジェクトチームとして保健福祉部に設置し、要援護者情報の共有に関する事務等を行う。</li><li>○ 災害時は、市災害対策本部のもとで、要援護者の安否確認・避難状況の把握等を行う。</li></ul>
「地域支え合いマップ」を活用した地域の支え合い活動の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域支え合いマップ作成等アドバイザリー事業（緊急雇用創出事業）により支援を行う。 《委託先》盛岡市社会福祉協議会 《内容》各町内会・自治会等で取組む「地域支え合いマップ作成等」に関する研修会等の開催。</li></ul>
啓発及び支援体制の構築等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域支援者の役割等の周知及び災害時要援護者名簿調査による地域支援者の確保に努める取組み。</li><li>○ 車椅子の搬送可能な車両を所有する事業者と、大規模災害発生時の災害時要援護者搬送に関する協定締結への取組み。</li><li>○ 介護施設や民間の宿泊施設と、大規模災害発生時の災害時要援護者受け入れに関する協定締結への取組み。</li></ul>

#### (4) 進捗状況の管理

このガイドラインによる取組みについては、次の6つの項目により進捗状況を管理する。

- ① 災害時要援護者候補者のうち、登録した人の割合
- ② 災害時要援護者登録者に対する地域支援者の登録割合
- ③ 災害時要援護者名簿の取扱いに関する協定の締結率
- ④ 自主防災組織の結成率
- ⑤ 地域支え合いマップ（福祉マップ等）作成件数
- ⑥ 災害時要援護者避難支援個別計画作成件数

# ○盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドラインによる取組みイメージ図



### III 計画等に係る主な経緯

盛岡市地域福祉計画中間年度見直し及び盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドライン策定に係る経緯は次のとおり。

年月日	経緯
平成 20 年 5 月 16 日	○第 1 回盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
平成 20 年 12 月下旬 ～ 平成 21 年 1 月下旬	○「盛岡市地域福祉計画アンケート調査」 《調査件数》市民 2,900 件、団体 100 件 《有効件数》市民 1,196 件（回答率 41.2%）、 団体 53 件（回答率 53.0%）
2 月	○地域福祉ワークショップ終了 《開催時期》平成 19 年 2 月から平成 21 年 2 月 《開催単位》各地区福祉推進会単位で開催 《参加者数》のべ 1,796 人
2 月 20 日	○第 2 回盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
5 月 15 日	○第 1 回盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（諮問）
10 月 29 日	○第 2 回盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
12 月 21 日	○政策形成推進会議付議
12 月 24 日	○第 3 回盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
平成 22 年 1 月 7 日	○盛岡市民生児童委員定例会長会（説明）
1 月 20 日	○盛岡市地区福祉推進会会長連絡会（説明）
1 月 25 日	○盛岡市地区福祉推進会事務局長会議（説明）
1 月 26 日	○盛岡市玉山区地域協議会（諮問） 可として答申。
1 月 15 日 ～ 2 月 15 日	○パブリック・コメント 《結果》7 名（21 件）※うち計画に反映したもの（4 件）
2 月 18 日	○第 4 回盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (可として答申)
2 月 22 日	○庁議付議
3 月 1 日	○市長決裁